

（仮称）川西市中学校給食センター整備・運営事業を民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 7 条の規定に基づき、特定事業として選定しましたので、同法第 11 条第 1 項の規定により、特定事業選定における客観的評価の結果を公表します。

令和元年 11 月 22 日

川西市長 越田 謙治郎

「(仮称)川西市中学校給食センター整備・運営事業」の 特定事業の選定について

第1 事業概要

1. 事業名称

(仮称)川西市中学校給食センター整備・運営事業(以下、「本事業」という。)

2. 事業に供される公共施設

中学校給食センター(以下、「給食センター」という。)

3. 施設の管理者

川西市長 越田 謙治郎

4. 事業の目的

「食」は、子どもから大人まで、誰もが健やかで心豊かに生きていくために欠かせないものであり、人間形成の源になるものである。しかしながら近年、少子高齢化や核家族化の進行、ライフスタイルや価値観の多様化などを背景に、私たちの生活環境が大きく変化している。「食」を大切にしている心の欠如、栄養バランスの偏りや不規則な食生活をしている人の増加、「食」の安全上の問題、伝統的な食文化の危機など、「食」をめぐる多くの問題が見られるようになっている。

学校給食法においては、学校の設置者である地方公共団体は給食の実施に努めるよう定められており、平成17年の「食育基本法」の制定を受け、学校給食の主たる目的が「栄養改善」から「食育」へと改定され、食育を推進していく上で給食が重要な役割を期待されている。

川西市(以下、「市」という。)では、小学校においては、自校調理方式で週5日の完全米飯給食を実施、和食を中心に手づくりを基本とした献立で、子どもたちとのコミュニケーションを大切にしている。一方で中学校においては、ミルク給食を実施しているが、昼食については家庭からの弁当を基本としている。

平成27年度に策定した川西市中学校給食推進基本方針において、弁当の持参を基本としてきた現在の中学校の昼食についての現状を検証するとともに、基礎資料の収集とその分析及び検討が行われた結果、中学校においても全校において全員喫食の完全給食を実施するとの結論に至った。

本事業では、給食センターの整備・運営を行い、安全安心で魅力ある学校給食を実現することを目的とする。

また、民間事業者の有するノウハウを活用し、より効率的で良質な給食サービスの提供

を実現するため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(以下、「PFI法」という。)に基づく事業手法の導入を図る。

5. 事業の概要

事業者が主に行う業務は、以下のとおりである。具体的な事項については、入札説明書等において提示する。

(1) 設計・建設業務

- ア 事前調査業務(配膳室及び配送校のエレベーターを含む)
- イ 施設の設計業務(配膳室及び配送校のエレベーターを含む)
- ウ 施設の建設業務
- エ 工事監理業務(配膳室及び配送校のエレベーターを含む)
- オ 調理設備調達業務
- カ 調理備品調達業務
- キ 食器・食缶等調達業務
- ク 事務備品調達業務
- ケ 配膳室の什器、備品等調達業務
- コ 配送車調達業務
- サ 配送校の配膳室の整備業務
- シ 配送校のエレベーターの整備業務
- ス 近隣対応・周辺対策業務
- セ 建設に伴う各種許認可申請等の手続業務(配膳室及び配送校のエレベーターを含む)
- ソ 竣工検査及び引き渡し業務(配膳室及び配送校のエレベーターを含む)
- タ その他これらを実施する上で必要な関連業務

(2) 開業準備業務

- ア 各種設備・備品等の試運転
- イ 什器備品台帳・調理設備台帳の作成
- ウ 開業準備期間中の施設の維持管理
- エ 本件施設及び運営備品の取扱いに対する習熟
- オ 従業員等の研修
- カ 調理リハーサル
- キ 配送リハーサル
- ク 給食提供訓練業務
- ケ 試食会の開催支援
- コ 事業説明資料の作成
- サ 映像紹介資料の作成

(3) 維持管理業務

- ア 建築物保守管理業務
- イ 建築設備保守管理業務
- ウ 外構等保守管理業務
- エ 調理設備保守管理業務
- オ 事務備品保守管理業務
- カ 清掃業務
- キ 警備業務
- ク 長期修繕計画作成業務
- ケ その他これらを実施する上で必要な関連業務

(4) 運營業務

- ア 食品検収・保管業務
- イ 調理業務
- ウ 配送・回収業務
- エ 洗浄・消毒等業務
- オ 配膳業務
- カ 廃棄物処理業務
- キ 運営備品保守管理業務（調理備品の修繕・補充・更新業務、食器・食缶等の修繕・補充・更新業務を含む。）
- ク 配送車維持管理業務
- ケ 衛生管理業務（従事者の健康管理を含む。）
- コ 食育推進促進業務
- サ 広報支援業務（見学者対応支援を含む。）
- シ その他これらを実施する上で必要な関連業務

6. 事業方式

PFI法に基づき、市が所有する土地に事業者自らが本件施設を設計及び建設し、完工後は市に施設等の所有権を移転し、事業者が所有権移転後の事業期間中に係る施設の維持管理業務及び運営等業務を実施するBTO（Build-Transfer-Operate）方式とする

7. 事業期間

事業期間は、以下のとおりとする。

- | | |
|----------------|----------------------|
| (1) 事業契約締結 | 令和2年9月 |
| (2) 設計・建設期間 | 令和2年9月～令和4年6月（21ヶ月間） |
| (3) 本件施設の所有権移転 | 令和4年6月 |
| (4) 開業準備期間 | 令和4年7月～令和4年8月（2ヶ月間） |
| (5) 維持管理・運営期間 | 令和4年9月～令和19年8月（15年間） |

第2 本事業を自ら実施する場合とPFI方式により事業者が実施する場合の評価

1. 特定事業の選定基準

本事業をPFI事業として実施することにより、事業期間全体を通じた市の財政負担の縮減が期待できること、及び市の財政負担が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上が期待できることの2点を基準に選定した。

2. 評価の方法

(1) 定量的評価

市の財政負担見込額の算定にあたっては、本事業を実施する民間事業者からの税込その他の収入等の適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより定量的な評価を行った。

(2) 定性的評価

上記の定量的評価に加えて、本事業をPFI事業として実施する場合における公共サービスの水準等について、定性的な評価を行った。

3. 定量的評価(市財政負担額の縮減)

(1) 算定にあたっての前提条件

本事業において、市が直接実施する場合及びPFI事業として実施する場合の財政負担額を比較して定量的評価を行うにあたり、その前提条件を次のとおり設定した。

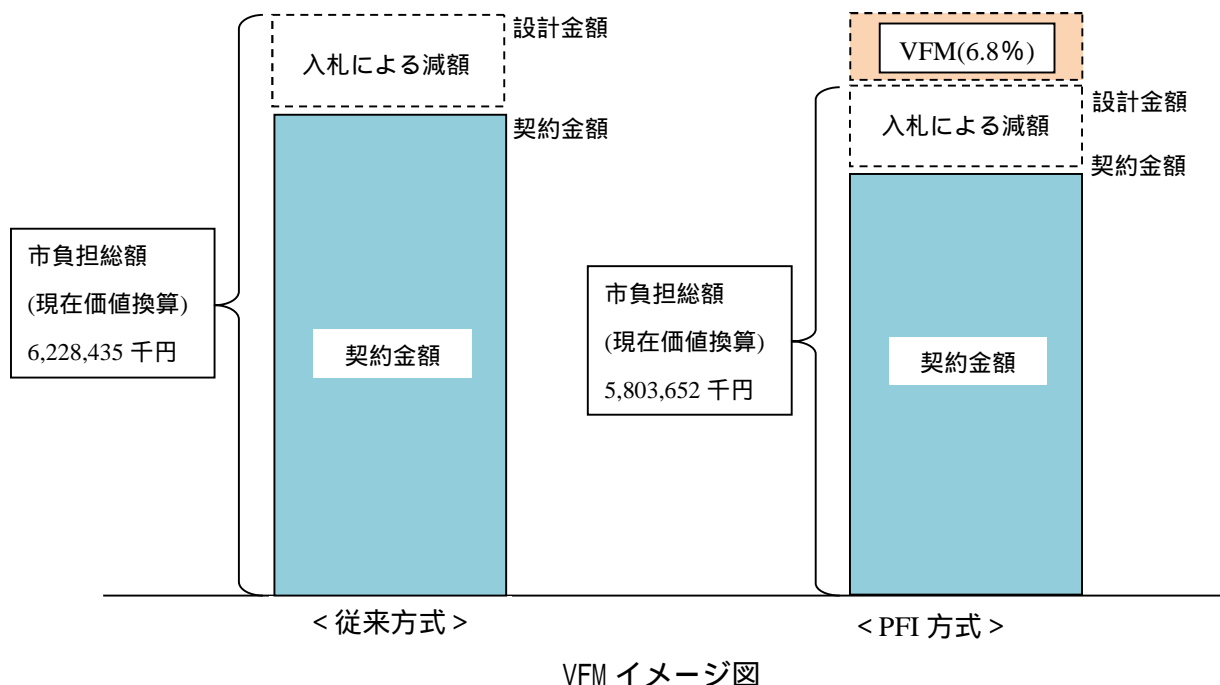
なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、実際の民間事業者からの提案内容を制約するものではなく、また一致するものでもない。

表 市の財政負担額算定の前提条件

項目	市が直接実施する場合	PFI 事業として実施する場合
財政負担額の 主な内訳	施設整備費 開業準備費 維持管理費 運営費	施設整備費 開業準備費 維持管理費 運営費 SPC 管理運営費 アドバイザー費 モニタリング費 公租公課
共通の条件	事業期間 16 年 11 か月 (工事・開業準備期間 1 年 11 か月、維持管理・運営期間 15 年) 敷地面積 約 6,500 m ² 供給能力 4,100 食 / 日 割引率 0.623%	
資金調達に 関する事項	国庫補助金 ・学校施設環境改善交付金 起債 ・学校教育施設等整備事業債等 起債充当率 90% 償還年数 15 年 一般財源	国庫補助金 ・学校施設環境改善交付金 起債 ・学校教育施設等整備事業債等 起債充当率 90% 償還年数 15 年 市中銀行借入 ・償還年数 15 年 ・固定金利 資本金 一般財源
積算方法	概略の施設計画を策定し、同規模・同用途の事業における実績値等を勘案して算定	市が直接実施する場合に比べ、一定割合の縮減が実現するものとして設定

(2) 算定結果

上記前提条件に基づく市の財政負担額について、市が直接実施する場合とPFI事業として実施する場合を比較した結果、約6.8%の公共負担額の削減効果が認められた。



4. 定性的評価(公共サービスの水準の向上)

本事業をPFI事業により実施する場合、性能発注とすることにより、必要なサービス水準以上であれば、それを提供する上での手法(仕様)は問わないため、事業者が自ら得意な分野の技術などを最大限活用した提案が可能となり、より質の高い公共サービスを提供することができる。

また、金融機関が運営状況についてモニタリングを実施することにより、一層の事業の安定性や監視機能の向上が図られることが期待できる。

さらに、PFI方式では施設整備と維持管理・運営を一括で契約することにより、維持管理・運営を考慮した施設整備や早めの開業準備等の着手が可能となり、供用開始時からのスムーズな運営がなされることも期待できる。

5. 総合的評価

上記の定量的評価及び定性的評価の結果から、本事業をPFI事業として実施することにより、市が直接実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた市の財政負担額を約6.8%削減することが期待できるとともに、公共サービスの水準の向上等を期待することができるため、本事業をPFI事業として実施することが適当と評価する。